明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三）　一

〔告　示〕
○地方自治法第二百九十一条の三第三項の規定により広域連合の規約変更の届出を受理した件（総務七）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委三）　二
○土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（法務二五）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二六）　二
○国際連合工業開発機関投資技術促進事務所のための拠出に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件（外務一二）　三
○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約等へのペルー共和国等の加入に関する件（同一三）　三
○サイバー犯罪に関する条約へのセネガル共和国の加入に関する件（同一四）　三
○健康保険組合の設立を認可した件（厚生労働一四）　四
○健康保険組合の名称を変更した件（同一五）　四
○健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（同一六）　四
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同一七）　四
○保安林の指定をする件（農林水産六二～七〇）　四
○保安林の指定を解除する件（同七一）　六
○ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同七二）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通二三～二七）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二～五）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一一）　八
○道路に関する件（中国地方整備局二）　八
○都市計画に関する件（四国地方整備局四）　九

〔人事異動〕
内閣　総務省　法務省　農林水産省
林野庁　水産庁　岩手県　栃木県　新潟県　長野県　愛知県　香川県　神戸市　九

〔官庁報告〕
官庁事項
指定性能評価機関に対する処分の公示（国土交通省）　九
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇
裁判官及び裁判官の秘書官の保健及び安全保持に関する規程の制定施行（最高裁判所）　一〇
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（関東運輸局最低賃金公示一、沖縄総合事務局同一）　一〇
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇
平成二十八年度小学校教員資格認定試験合格者（文部科学省）　一〇
平成二十八年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者（工業所有権審議会）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、財団、無縁墳墓等改葬関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　三〇
会社その他

省　令

○農林水産省令第三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月十六日

農林水産大臣　山本　有二

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の付表第五十二中「ヒロセレウス・ウンダーツス」の下に「及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。